

# 和歌山市下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託 仕様書

## 第1章 総則

### 1. 業務の目的

和歌山市公共下水道において、中央終末処理場、和歌川終末処理場、北部終末処理場を供用している。特に和歌川終末処理場は昭和48年に建設開始し47年を経過しており、施設の老朽化が著しく、改築更新を行うことが喫緊の課題となっている。また、より効率化を図るため、和歌川終末処理場の汚水処理機能は、中央終末処理場に統合する計画となっている。

本業務においては、限られた予算及び職員の範囲で下水道事業のより一層の効率化及び質の向上を目的に、中央終末処理場と和歌川終末処理場の汚水処理機能の統廃合に伴う新規施設の整備、将来の改築更新、運転、維持管理等をパッケージ化したコンセッション方式を初め、多様な官民連携事業スキームを検討し、情報整備を行うことで、その有効性について評価を行うものである。

### 2. 適用範囲

本特記仕様書は、土木設計業務等共通仕様書を補足し、本業務の実施に関する明細又は特別な事項を定めるものとする。

### 3. 業務の概要

- (1) 業務名 和歌山市下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日翌日から令和3年3月8日
- (3) 業務場所 和歌山市塩屋5丁目3番41号外（和歌川終末処理場外）
- (4) 業務対象処理区 対象処理区は以下のとおり。

処理区名	計画区域面積（事業計画）	計画処理人口（事業計画）
中央処理区	2080.0ha（内合流：492ha）	105,600人
和歌川処理区	468.0ha（内合流：331ha）	24,500人

- (5) 業務対象施設 対象施設は以下のとおり。

処理区名	施設名称	備考
中央処理区	中央終末処理場	処理方法：標準活性汚泥法 処理能力：80,400m <sup>3</sup> /日
	ポンプ場	合流2箇所
和歌川処理区	和歌川終末処理場	処理方法：標準活性汚泥法＋脱色（砂ろ過＋オゾン処理） 処理能力：50,500m <sup>3</sup> /日
	ポンプ場	合流1箇所

#### 4. 管理技術者、技術者、照査技術者

- 1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- 2) 管理技術者
  - ・管理技術者は、下水道事業における官民連携事業の調査業務の経験を有する者であること。
  - ・管理技術者は、技術士資格（総合技術監理部門（上下水道-下水道）または上下水道部門（下水道））を有すること。
  - ・管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
  - ・管理技術者は、打合せ協議に出席するものとする。また発注者が庁内会議への参加や関係者へのヒアリング等に出席を求めた場合は協力するものとする。
- 3) 照査技術者
  - ・受注者は、遺漏なき審査を実施するため、照査技術者を配置しなければならない。
  - ・照査技術者は、管理技術者と担当技術者を兼ねることができない。
- 4) 管理技術者は担当技術者を兼ねることができる。

#### 5. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 本市企業局が発注する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当介入（不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）、協力金の要求及び妨害をいう。以下同じ。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、企業局へ報告、所轄の警察に通報及び捜査上必要な協力（以下「通報等」という。）を行うこと。
- (2) (1)により所轄の警察に通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載し書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (4) (1)及び(2)の措置を怠ったときは、指名停止を行うことがある。

#### 6. その他

- (1) 本業務は、国土交通省所管の国庫補助金事業である令和2年度先導的官民連携支援事業を活用したものであるため、当補助金事業の趣旨を十分に理解したうえで業務を遂行するものとする。
- (2) 本業務の成果は、業務完了後、国土交通省へ報告することとなっているため、履行期間内に必ず業務成果品の提出をすること。また業務完了後、報告書の内容について国土交通省から問い合わせや根拠資料の提出要求があった場合は、誠意を持って協力するものとする。

## 第2章 業務項目・内容

### 1. 資料の収集・整理

中央処理区における中央終末処理場と関連する合流ポンプ場（以下、「中央終末処理場等」という）、和歌川処理区における和歌川終末処理場と関連する合流ポンプ場（以下、「和歌川終末処理場等」という）において、官民連携事業の導入検討を行ううえで必要となる計画関連図書、維持管理実績図書、現況施設図面、委託仕様書、施設台帳、財産情報等資料、直営執行体制関連資料等を収集・整理する。

### 2. 法制度等の整理

包括的民間委託、PFI、DBO、コンセッション等の官民連携事業の導入や事業者選定において適用される関連法制度を整理する。また、官民連携事業の先進的な先行事例を整理する。

※先進的な先行事例については、本市の事業スキーム案に沿った事例整理とする。

### 3. 官民連携事業スキームの検討

以下の点に示す官民連携事業スキームの検討を行う。

- ・事業範囲（運営・維持管理、ユーティリティ調達管理、修繕、大規模修繕・改築、処理場統廃合に伴う整備等）の検討
- ・対象施設（中央処理区の各施設、和歌川処理区の各施設）の検討
- ・事業手法（包括的民間委託、DBO、PFI、コンセッション等）の検討
- ・事業期間の検討

※他都市等の先進的な下水道事業との比較を行い、先進的・先導的となるような事業スキームを検討すること。

※官民連携事業導入までのスケジュール（案）の検討を併せて行うこと。

### 4. 市の執行体制の検討

現状の和歌山市公共下水道における市の執行体制に係る業務の確認・洗出し及び業務量の分析を行い、官民連携事業を導入した場合の市の直営執行体制に係る業務コスト削減効果の測定を行う。

併せて、官民連携事業導入後のモニタリングの実施体制・内容の検討を行う。

### 5. 民間事業者に対する市場調査

官民連携事業の実施の受け皿となることが想定される民間事業者を複数業者抽出し、それらの民間事業者に対して、上記3)で作成した官民連携事業スキームについて、以下の点等を市場調査する。

- ・官民連携事業への参画意向
- ・事業スキームの妥当性
- ・導入スケジュール（案）の妥当性
- ・維持管理、改築、統廃合に伴う整備等の事業実施内容

- ・概算事業費

## 6. 官民連携事業導入効果測定

前節までの検討結果に基づき、官民連携事業スキームを設定し、その概算事業費を算定する。そのうえで、VFM（バリュー・フォー・マネー）算定の前提条件（税金や資本金、各種必要費用等）を整理し、VFM 算定のシミュレーションを実施する。さらに、VFM 算定シミュレーション結果について、現状の維持管理費の実績や財政計画と照合し、導入の適否を検証する。

## 7. 総括

前節までの検討結果を総括して、最適な官民連携事業スキーム（案）（短期・中期、長期）、導入スケジュール（案）、官民連携事業導入後の執行体制（案）、VFM 算定シミュレーション結果、導入までの課題等を整理し、官民連携事業を導入した事業実施に向け実施方針（案）を作成する。また、それらの内容について、庁内向け事業概要説明資料を作成する。

## 8. 報告書の作成

本業務の調査及び検討内容を報告書として取りまとめる。報告書は本業務での検討プロセス及び検討結果を取りまとめるとともに、導入までの課題等を整理する。当該事業の報告書のとりまとめにあたっては、関係者以外でも理解しやすいように、わかりやすく整理すること。

なお、本業務は国土交通省総合政策局令和2年度先導的官民連携支援事業の採択を受けていることから、上記の報告書とは別に国土交通省指定の「報告書フォーマット」に基づく報告書の作成を行うものとする。

## 第3章 成果品

1. 報告書	A4 版ファイル製本	5 部
2. その他参考資料	A4 版ファイル製本	5 部
3. 打合せ議事録（報告書に含む）		1 式
4. 上記すべてに係る電子データ	CD-R	1 式
5. その他発注者が指示したもの		1 式